

このポリシーの目的は、ワールド・ビジョン（WV）のすべての活動において、すべての子ども、そしてWVが活動する地域で生活する大人の身体的・精神的安全と権利を守ること（セーフガーディング）を表明し、そのための行動指針を明確にすることです。

2021年11月のワールド・ビジョン・インターナショナルの理事会において、「セーフガーディング・ポリシー（子どもと大人の身体的・精神的安全と権利を守るためのポリシー）」の一部が改定され、WVの各事務所も順次これに準じたポリシーの改定が求められています。

ワールド・ビジョン・ジャパン（WVJ）では、基本的には当該インターナショナルのポリシーを適用するものとし、一部、日本の状況に合わせて追記等を行い、WVJのポリシーとして以下のとおり定めます。

目次	
前文.....	2
適用範囲.....	2
本ポリシーにおける言葉の定義.....	2
ポリシー.....	5
1.0 セーフガーディング・ポリシーと果たすべき責任.....	5
2.0 行動指針.....	6
3.0 採用・契約時の審査等.....	8
4.0 事業地訪問.....	9
5.0 コミュニケーション、コンテンツ、マーケティング.....	10
6.0 セーフガーディングに抵触する事案が発生したときの対応.....	11
7.0 事業活動におけるセーフガーディングへの留意事項.....	13
8.0 スポンサーシップ.....	14
9.0 子どもの参画.....	15
10.0 理事会における監督責任.....	16
沿革.....	16

基本方針

- 本ポリシーは、WV の広範囲な活動のすべてで守るべき事、特に、子どもを守るためのコミュニティの能力を育て、地域及び国レベルの仕組みを強化するという、子どもの保護の活動において、その基礎となるものです。
- 本ポリシーは、WV パートナーシップの「Children's Well Being Policy（子どもたちの健やかな成長についてのポリシー）」及び「Code of Conduct（行動規範）」に基づくものです。
- 本ポリシーは、WV が 2000 年より適用してきたチャイルド・プロテクション・ポリシーを拡充し、WV がともに活動するコミュニティ、特に女性や子どもを守るためのポリシーとしてひとつにまとめたものです。本ポリシーでは、引き続き、子ども特有の弱い立場に留意し、子どもへの特別な保護要件を強調するとともに、併せて、WV のプログラムのある地域の大人に対しても、あらゆる性的搾取・虐待の防止の重要性を明記しています。
- 私たちが仕える子ども、そしてコミュニティで生活する大人の身体的・精神的安全と権利を守る環境づくり（セーフガーディング）は、WV のすべての活動、プログラム、活動の柱（緊急人道支援、開発援助、アドボカシー）の根幹です。私たちのすべての活動の中心となるコミットメント（約束）は、あらゆる子どもに、そして WV のプログラムのある地域で生活する大人に、害を与えないこと（Do No Harm）、そして、すべての行動と決断において子どもの利益を最優先に守ることです。
- セーフガーディングには、WV のスタッフや関係者による、子ども及び WV のプログラムのある地域で生活する大人に対する危害や虐待の防止、報告、及び対応が含まれます。
- WV は、スタッフまたは業務上の関係者による、子どもや大人に対する暴力や虐待（性的搾取・虐待も含む）について、いかなる違反も許しません。WV は虐待として通知された、または疑われる事案について必要な対応を行います。こうした事案に対する対応は、子どもまたは大人のサバイバーを中心に据え、彼らの利益を最優先します。
- WV は、性的搾取・虐待、その他の形態の暴力や危害を防止するためのセーフガーディングへの取り組みの向上に引き続き尽力します。私たちは、私たちの力、地位、信頼されているという立場を、何らかの性的またはそれ以外の搾取目的で悪用することを、絶対許容しません。私たちは、その防止策とトレーニングを通じ、虐待の根本原因と全力で闘います。

適用範囲

- 本ポリシーは、ワールド・ビジョン・ジャパン（WVJ）を含むすべての WV パートナーシップ組織に適用されます。（ただし、日本の状況に合わせて、WVJ にのみ適用されるものについては、これを特記します。）
- 本ポリシーは、WV のスタッフや関係者に起因する危害から、あらゆる場所にいるすべての子どもを守ることに、そして、WV のプログラムにおける大人を守ることに主眼としています。
- 本ポリシーは、緊急支援においても開発支援においても、またアドボカシーやファンドレイジング活動においても、等しく適用されます。

本ポリシーにおける言葉の定義

- 子ども：プログラムの参加者であるかどうかにかかわらず、すべての場所のあらゆる 18 歳未満の者。日本においては、19 歳未満の高校生も含む。
- 子どもの保護（チャイルド・プロテクション）：虐待、養育放棄、搾取、その他子どもたちが被る可能性のあるあらゆる暴力を防止し、それらの暴力に対し必要な対応をとること。子どもの参画も含む。
- 「WV がともに活動するコミュニティ」または「WV のプログラムのある地域で生活する人・大人」：WV では、左記の言葉を幅広く定義し、WV のスタッフ・関係者・プログラム等により、力関係が弱くなる可能性のある個人が、本ポリシーで保護されるようにしています。
- 委託先：WV が契約するスタッフ以外の個人と組織で、WV の業務に従事する者。外部の役務提供者、コンサルタント、

業者等を含み、本ポリシーでは、これらを総称して、委託先（再委託先を含む）といいます。委託先は、事業活動実施のために WV がパートナーを組む組織とは、区別されます（パートナーについては、下記参照）。

- パートナー

セーフガーディングの目的においては、パートナーとは、WV のためにまたは WV と協力してプログラムや活動を実施する契約を書面で交わした、非政府組織、地域に根ざした組織、営利組織、その他の組織をいいます。有償か無償かは問いません。

- セーフガーディング（身体的・精神的安全と権利を守る環境づくり）

WV のスタッフや関係者による、子どもや、WV のプログラムのある地域で生活する大人への危害や虐待の防止、報告、対応をいいます。WV 以外においては、通常、子どもと大人のセーフガーディングの区別はありません。

- 子どものセーフガーディング

WV のスタッフや関係者による、子どもへの危害、虐待、搾取の防止、報告、対応をいいます。また、本ポリシーでは、WV のスタッフや関係者が関与していなかったとしても、WV のプログラムにおけるいかなる子どもへの虐待事案も、報告・照会することが求められています。

- 大人のセーフガーディング

WV のスタッフや関係者による、WV のプログラムのある地域で生活する大人（子ども以外の者すべて）への危害、虐待、搾取の防止、報告、対応をいいます。セーフガーディングの一部として言及されることの多い、性的搾取や虐待の防止も含まれます。

- セーフガーディングに抵触する事案：あらゆる子ども、または、WV のプログラムのある地域で生活する大人に対し、セーフガーディングに反する不適切な行為や、本ポリシー違反の結果として生じる危害、または危害の恐れ。

- 性的搾取・虐待

性的搾取とは、相手の弱い立場や、力の差、信頼などを、性的目的のために悪用することをいい、未遂のものも含まれます。性的搾取により、金銭的、社会的、または政治的に利益を与えることを含みますが、これに限られません。性的虐待とは、強制的に、または対等な関係がない、あるいは有無を言わせぬ状況の中で、物理的に性行為を行うこと、またその未遂をいいます。

- 性的搾取・虐待の防止（PSEA：Protection against sexual exploitation and abuse）

国連および国際 NGO で使用する語で、弱い立場にある人々を人道支援従事者による性的搾取や虐待から守るためにとる措置をいいます。

- サバイバー

身体的・精神的な虐待や搾取、危害等を受けた子どもや大人をいいます。

- ボランティア

WV と雇用契約がなく、WV に対して法的な労働義務のない者であって、自らの自由意志に基づき、何らの対価や報酬を期待することなく、自身の時間やスキル、知識、労力、専門性を WV の働きのために提供する人をいいます。WV の事務所や関係先での事務ボランティアや、支援されている子どもたちや彼らの情報に物理的に接することのないサポーター・ボランティア、WV の既存事業においてコミュニティがその責任を果たすことができるようそのコミュニティのために働くコミュニティ・ボランティア、人道支援の対象となっているグループやコミュニティに所属するボランティアやインセンティブ・ワーカー（奨励金が出る働き手）等が含まれます。あらゆる種類のボランティアに、本ポリシーは適用されるものとします。

ただし、コミュニティ・ボランティアで、以下のすべてを満たす場合には、適用は除外とします。

1. ボランティア活動の中で、支援されている子どもたちや彼らの情報に物理的に接することがない場合で；
2. 基本的なトレーニング以外は、関連する活動を WV が特に具体的に指示していない場合で；
3. コミュニティが、その人のボランティア活動を「WV の働きの一部」とみなさず、万一その人が子どもや大人に危害を与えたとしても、WV が責任を負うことを求められない場合

- WV のスタッフおよび関係者

WV のセーフガーディング・ポリシーと行動規範を遵守する責任のある、すべての人々をいいます。スタッフ、インターン、ボランテ

ィア、役員・正会員、および第三者である、訪問者やコミュニティ・ボランティア、委託先、パートナー、またその関係先などが含まれます。

ポリシー

1.0 セーフガーディング・ポリシーと果たすべき責任

1.1 ポリシーの制定と見直し

WV の各事務所は、WV のセーフガーディング・ポリシーの定め及びその国の法令に従い、各国の状況に合わせた当該ポリシーを策定し、これを履行し、定期的に見直す責任を有します。当該国の法令や状況に応じ必要であれば、より厳しいポリシーを各国で定めることもあります。複数の事務所のセーフガーディング・ポリシーが適用されるような場合には、最も厳しいポリシーに従うものとし、また、同一国に複数の事務所がある場合には、その国の状況に合わせて相互に調整します。

1.2 WV スタッフおよび関係者

WV は、すべてのスタッフ、インターン、ボランティア、役員・正会員に対し、セーフガーディングに対する責任と義務を周知徹底します。WV は、訪問者、コミュニティのボランティア、委託先やパートナー、およびその関係者等、団体外の者に対しても、WV の働きに関与することによるセーフガーディングのリスクに対処するため、本ポリシーを適切な範囲で準用します。（以下、あわせて「WV スタッフおよび関係者」といいます。）

1.3 周知徹底・署名

WV のスタッフ、ボランティア、インターン、役員・正会員からは、本ポリシーを理解し、遵守する旨の署名を受けます。当該署名を受けた書類等は、各事務所において適切に保管します。委託先及びパートナーの各従業員や再委託先についても、セーフガーディング・ポリシーを確認するものとし、その署名は委託先またはパートナーで保持するものとし、

1.4 委託先との合意契約

WV のプログラムに参加する子どもや大人に直接関わる可能性のある、またはその個人が特定できる個人データに関わる可能性のある、委託先（その従業員や再委託先を含む）との契約書には、下記のセーフガーディング事項を明記することとします。また、セーフガーディング行動指針を契約書に添付しなければなりません。本項は、契約が有償か無償（プロボノ）にかかわらず、また契約期間にかかわらず、適用されます。

記

本契約遂行において、委託先およびその従業員等は以下の事項を遵守する。

1. 子どもまたは WV のプログラムのある地域の大人と直接関わる、または彼らを特定できる個人データに関わる場合には、セーフガーディング行動指針（下記 2.0）、および WV の別途定めがあればこれに合理的範囲で従うものとし、
2. 子どもまたは WV のプログラムのある地域の大人に悪影響を与える事案、またはその危険性に気がついた場合には、速やかに WV に報告します。
3. 子どもまたは WV のプログラムのある地域の大人と直接関わる、または彼らを特定できる個人データに関わる者については、子どもに対する犯罪行為や大人に対する虐待行為の無犯罪歴を、法的に認められる範囲で確認するものとし、（WV の求めがあれば当該証明を提出すること）。なお、WVJ にあっては、当該犯罪歴が無いことを、WVJ の求めに応じて誓約しなければなりません。
4. 子どもを労働力として使用しません。
5. 本セーフガーディングに関する遵守義務は、子どもまたは WV のプログラムのある地域の大人と直接関わる、または彼らを特定できる個人データに関わる全従業員に周知徹底し遵守させるものとし、また、本契約を遂行するにあたり再委託先がある場合には、同一の遵守義務を負わせるものとし、

1.5 パートナー組織との合意

WVの事業に関連して他組織とパートナーを組む場合には、WVはパートナーのセーフゲーディングに関する責任能力（パートナーのセーフゲーディング・ポリシーや手順、実施などを含め）を査定するものとします。その上で、WVは次のいずれかを行うこととします；①承認する。②パートナーがより強固なセーフゲーディング管理ができるよう支援する。

- a) 覚書（その名称に関わらず）において、当該パートナーのプロジェクト従事前に、WVが上記査定を実施し、そして、それに応じて、パートナーを承認、または支援を行う旨を、明記するものとします。
- b) パートナーから、従事する業務実施地のWV事務所のセーフゲーディング・ポリシーを遵守することに同意を得るものとします。
- c) 覚書において、WVの事業に関与するパートナーの従業員の、子どもに対する犯罪行為や大人に対する虐待行為の無犯罪歴を、法的に認められる範囲で確認することを明記するものとします（WVの求めがあれば当該証明を提出すること）。なお、WVJにあつては、当該犯罪歴が無いことについて、WVJの求めに応じて誓約を受けるものとします。

1.6 トレーニング

WVのスタッフ、ボランティア、インターン、役員・正会員、及びパートナー組織の従業員やボランティアは、雇用開始時またはWVとの関係開始後90日以内に、セーフゲーディングに関するトレーニングを受けるものとします。以降、WVスタッフ及びボランティアに対しては、少なくとも2年に1度、セーフゲーディングに関する理解を深める機会を設けることとします。また、役員については改選期に同様の機会を設けることとします（正会員についても役員と同時期に実施することとします）。

1.7 担当者

すべてのWV事務所は本ポリシーの履行を推進・統括するためのセーフゲーディング実施責任者を置くものとします。また、グローバル緊急人道支援体制のカテゴリー3が宣言された場合には、緊急人道支援チーム内にセーフゲーディング実施責任者を置くものとします。セーフゲーディングに関する事案が適切に対応されていないと思われる場合には、当該実施責任者は、各国事務所の事務局長（または地域統括事務所リーダー、緊急支援チームの責任者）およびWVIのセーフゲーディング・ディレクターに直接報告するものとします。

なお、WVJにあつては、本ポリシーの主管及び実施責任者は、サポートサービス部長とし、必要に応じて各部署に担当者を置くものとします。

2.0 行動指針

2.1 セーフゲーディングに関する行動指針

WVスタッフ及び関係者は、各自の行いにおいて、あらゆる場所のすべての子ども、及びWVのプログラムがある地域で生活する大人を保護し、性的搾取・虐待を防止し、WVがともに働く人々に対し、たとえ無意識であろうとも、害を与えることとはしてはいけません。

2.2 行動規範の根本原則は、その地域の文化慣習等を鑑みつつ、適切に子ども、異性、その他WVのプログラムがある地域で生活する大人と関わることです。

WVスタッフおよび関係者は、以下を行います。

- a) 性的搾取・虐待を防ぐ環境を醸成・維持し、本行動指針の遂行を推し進めます。
- b) 自身の言葉遣いやその受け取られ方、行動、子どもやWVのプログラムのある地域で生活する大人との関係性に留意します。子どもと大人、そして彼らの権利を尊重した言動をします（デジタル上、ネット上の言動も含まれます）。
- c) 子どもやプログラム参加者の身体に触れる行為（スキンシップ等）やオンライン上のコンタクトは、それが文化的社会的に適切であることを確認したうえで行います。

- d) 子どもの行動を指導する場合には、肯定的で暴力等によらない適切な方法をとります。
- e) 組織を代表しているという意識を持ち、自身の言動に責任を負います。
- f) 子どもに対する自分自身の対応に常に責任を負います。たとえ、子どもが性的に不適切な言動をしたとしても、子どもとの関係で誤解を受ける状況を避けることは、大人の責任です。
- g) 業務遂行にあたっては、可能な限り「大人 2 人以上の体制」をとります。つまり、子どもが参加する活動においては、2 人以上の大人が指導監督し、常に 2 人以上の大人がいることが視認できる状態にします。
- h) セーフゲーディングに関する内部調査・外部捜査等に応じ、当該調査等のために必要な書類や情報を閲覧に供します。
- i) 関係する個人情報保護法規ならびに WV の個人情報保護ポリシー等、また、デジタル上の子どものセーフゲーディング指針を遵守します。また、子どもまたはプログラムに参加する大人の個人データ取り扱う場合においても、当該データの収集および使用は、必要最低限のものに限るものとし、秘密情報として安全な方法で管理（やり取り含む）します。
- j) セーフゲーディングに反する事案が発生、またはその疑いがある場合、もしくは、WV のスタッフまたは関係者、または他の組織の人道支援従事者（有償無償問わない）による本ポリシーに反する行為があった場合には、既定の報告方法ののっとり、速やかに報告します。

WV のスタッフおよび関係者は、以下の禁止事項を遵守します。ただし、以下は本ポリシーに違反する行為の例であり、これに限られるものではありません。

- a) 子ども（18 歳未満。日本にあつては、19 歳未満の高校生を含む）に対して不適切なみだらな行為をせず、または、子どもと性的関係を持ちません。なお、当該国で法的に同意する能力が認められている年齢が 18 歳未満であったとしても、本項は適用されるものとします。また、児童婚をはじめ、不適切な行為や性的関係を助長・容認しません。また、将来の不適切な関係のために子どもに取り入っていると目される言動も行ってははいけません。
- b) WV のプログラムがある地域で生活する大人との性的関係を持つことも、これを求めることもしません。本質的に対等ではない力関係に基づく、このような関係は、WV の人道支援や開発援助の働きの信頼と品位を、根底から破壊する行為です。
- c) あらゆる子ども、そして WV のプログラムがある地域で生活する大人を性的に虐待、搾取しません。
- d) 金銭、雇用、物品、サービス等を、性的関係（性的接待や、その他の屈辱的、搾取的、または尊厳を傷つけるような行為、買春等を含む）の見返りとして提供しません。また、その他の搾取的要求を行いません。これには、既にプログラム参加者に提供されている支援への見返りも含まれます。
- e) WV のプログラム地域の子どもの、デジタル・プラットフォーム（Facebook や Twitter など）やモバイル・テクノロジー（テキスト・メッセージ、Whatsapp、Skype など）、インターネットを介してのコミュニケーションは、保護者の承諾を得なければ、これを行いません。また、WV のスタッフまたは関係者は、子どもやプログラムに参加する大人と、不適切なまたは性的な方法で、モバイルやデジタル、インターネット等の媒体を通じたコミュニケーションは、決して行いません。
- f) 不適切な方法で、あるいは文化的配慮に欠けた方法で、子どもや WV のプログラムがある地域で生活する大人を愛撫したり、抱き締めたり、キスしたり、触ったりしません。
- g) 子どもや WV のプログラムがある地域で生活する大人に、不適切な、あるいは乱暴で無礼な言葉遣いをしません。また、相手を辱めたり、ばかにしたり、名誉を毀損したりしません。
- h) 他の人の目の届かないところや、扉を閉めた部屋、隔離された場所等で、必要以上に子どもやプログラムに参加する大人と 2 人だけの時間を持ちません。
- i) 違法、または危険、不正な言動（有害な伝統的慣習や、霊的・儀礼的な虐待も含む）を容認したり、それに加わったりしません。

- j) どのような児童労働の形態であれ、子どもを雇用しません（「お手伝いさん」も含む）。ただし、それが子どもにとっての最善であり、当該国の法令と国際基準に反しない場合には、この限りではありません。（国際基準：「児童労働」は、子どもにとって精神的、肉体的、社会的、道徳的に危険で有害なものであり、教育の機会を妨げるものである。その一方、「子どもが働くこと」は、ILO 条約に合致し、大人が得る恩恵よりも子どもの利益が最優先とされるなら、有益な場合がある。）
- k) WV が実施するプログラムに参加している子どもに対し、あるいは WV のスタッフまたは関係者が WV の活動を実施するにあたって、子どもをたたいたり、その他の体罰をしません。
- l) WV の活動のために、子どもをひとりで車に同乗させることはしません。ただし、どうしても必要な事情があり、子どもの保護者と業務管理責任者の同意を得た場合は、この限りではありません。
- m) 子どもやプログラムに参加する大人の個人情報適切に管理し、目的外には使用しません。
- n) WV のスタッフまたは関係者による本ポリシーに反する行為や疑わしい事象を、黙認、隠蔽しません。
- o) WV プログラムへの参加やその他の便益を、コミュニティのメンバーからの何らかの便宜と交換しません。これは権力の乱用にあたります。

2.3 懲罰

次のような場合には、懲罰の対象となります。懲罰には、WV との雇用契約や提携契約等の解除も含まれます。

- a) 上記の行動指針に反する行為があった場合
- b) 本ポリシーに反するその他の行為があった場合
- c) 子どもや WV のプログラムがある地域で生活する大人に対するその他の不適切な言動があった場合
- d) WV のスタッフや関係者によるセーフゲーディングに抵触するまたはその疑いのある事案の報告を怠った場合
- e) ポリシー違反の可能性に関する調査や問合せを妨害した場合

なお、本ポリシーに違反したことが判明した者については、人事情報ファイルに「再雇用不可」と記録されることがあります。また、パートナーや委託先については、事案の性質に応じて、彼らの情報ファイルに「再契約不可」と記録されることがあります。

3.0 採用・契約時の審査等

3.1 適格性の審査

WV は、全候補者の適格性を入念に審査し、WV を利用して子どもやプログラム参加者を傷つける疑いのある人、または過去の経歴からそのような恐れがある人については採用・契約等を行いません。

- a) この適格性の審査は、人事募集時や面接時、身元照会時などにセーフゲーディングについて言及することを含みますが、これに限られるものではありません。また、この審査は、スタッフ、役員・正会員、ボランティア、インターン、そして子どもやプログラム参加者に関わるまたは彼らを特定できる個人情報に関わる可能性のある委託先等の、すべての候補者に適用されるものとします。
- b) 面接時に、子どもと関わる前職等での経験について確認します。
- c) 応募者から提出された身元書類（推薦状等）に基づき、弱い立場にある人々や子どもたちとともに働く適格性、あるいは子どものために活動する組織の一員として働く適格性について、質問し確認します。身元書類等は適切に保管します。
- d) 組織内からの候補者の審査においては、身元書類（推薦状等）の確認に加え、WV での活動中の過去の違反の有無について人事情報ファイルを確認します。

なお、委託・助成元から資金拠出を受けている活動に関連して、特定の審査要件がある場合には、関連する条件・要件

を確認することとします。

3.2 身元の確認

WV のスタッフ、役員・正会員、ボランティア、インターン、委託先や提携先で関係する個人等、それぞれの候補者には、採用・就任・契約に先立ち、各国で法的に認められる範囲で、身元および過去の犯罪歴（無犯罪証明等）を確認するものとします。また、法令で定められている場合または必要があれば、その後も定期的に確認します。公的な無犯罪証明等の取得が法的に認められない場合、またはそれが現実的でないまたは信頼できない状況の場合には、それに代わるものを明確にし、WV グローバル・センターの正式な承認を得るものとします。子どもに対する犯罪歴または大人に対する性的虐待や搾取の経歴のある者については、各国で法的に認められる範囲において、WV に就業・従事させません。また、どのような場合であっても、子どもやプログラム参加者、または彼らの個人情報に関わる役割は与えません。

WVJ にあっては、公式な無犯罪証明に代わり、過去の賞罰（交通反則通知制度による行政処分を除く）の本人からの申告を受けるとともに、「セーフゲーディングに関する誓約書」の署名・提出を義務付けます。また、スタッフについては、第三者からの身元推薦状の提出も義務付けます。WVJ は、過去に子どもに対する犯罪歴がある者や大人に対する性的虐待・搾取の経歴のある者、上記の誓約書と身元推薦状を提出できない者の採用は行いません。

4.0 事業地訪問

4.1 訪問者

本ポリシーでいう訪問者とは、WV の事業地を訪問する者や、WV が実施するイベントで子どもと会う者を含みます。

- a) 訪問者には、スポンサー、ドナー、WV が招聘するセレブやジャーナリスト等を含みます。
- b) 訪問受入れ国の政府関係者や当該国に拠点のある委託・助成組織（政府や国際機関）には、セーフゲーディングの承認手続きを省略することがあり得ますが、その場合は、必ず WV のスタッフが同行するものとします。
- c) 事前の許可なく支援チャイルドや WV 事業地を訪問することは、認められません。

4.2 訪問の事前準備

スポンサーや個人支援者、他国からの訪問者等が事業地を訪問する際には、必ず訪問者を送り出す国の WV 事務所と、受入れ国の WV 事務所の双方の事前承認が必要です。訪問者を送り出す国の事務所は、法律で認められる範囲で、事業地を訪問する可能性のあるスポンサーやドナーの前歴の確認を行います。

4.3 セーフゲーディングに関するオリエンテーション

各 WV 事務所は、訪問者が本ポリシーを遵守するよう懸命に努めます。事業地を訪問したり WV の事業地のコミュニティの人々と直接接したりする訪問者は、以下の事項を守らなければなりません。

- a) 訪問者が他の WV 事務所のスタッフ・役員等の場合；

受入れ国事務所（WVJ が訪問者を受け入れる場合には WVJ）が、子どもへの接し方の習慣等を含む、国や地域の状況に応じたセーフゲーディングに関する行動指針について、訪問者に対し、事前オリエンテーションを実施します。スタッフ・役員等については、セーフゲーディングに関するポリシーや行動指針に、改めて署名を求める必要はありません。

- b) 訪問者が WV のスタッフ・役員等以外の者の場合；

送り出す国の WV 事務所は、WV のセーフゲーディングに関する行動指針（上記 2.1）およびコミュニケーションでの悪影響の防止（下記 5.3）について、訪問に先立ち、当該訪問者に説明するものとします。また、現地到着後、訪問者は書面または口頭でのオリエンテーションを受け、行動指針を受取り理解した旨を署名しなければなりません。書名した書類は、受入国事務所 で保管します。また、WV のスタッフまたは役員以外の訪問者が、WV のスタッフの同行なしに事業地等を訪問することは認められません。

5.0 コミュニケーション、コンテンツ、マーケティング

5.1 尊厳

WV は、個人のイメージを映し出すにあたって、実際に写真や映像で撮影する前に、文化的な配慮や制約に留意します。また、映し出されるイメージが、状況や事実を正しく表現されるものであるようにします。どのようなコミュニケーション媒体であっても、子どもや大人を、尊厳を持つ存在として扱い、表現しなければなりません。子どもや大人を、無力な犠牲者として扱ったり、性的に挑発するようなポーズで撮影・表現したりしてはいけません。

5.2 許諾

WV の活動のための、文章・写真・ビデオ・音声・情報等の主な対象・被写体となる子どもや大人には、状況をよく説明し、事前に同意を得なければなりません（インフォームドコンセント）。そして、いついかなる理由であっても、彼らは同意を撤回する権利を有するものとします。WV は、インフォームドコンセントが為されたことを示せるようにしておかなければなりません。また、同意の撤回の意思が尊重されていることが分かる仕組みを備えておかなければなりません。

インフォームドコンセントとは、そのコンテンツの使用目的を説明し被写体がこれを理解するとともに、これに関する口頭もしくは書面での同意を得ることを言います。もし、主な被写体が子どもである場合には、保護者または法的な保護責任者からの書面での同意も必要です。

下記の場合には、口頭での同意は認められません。大人または保護者等から、書面での同意を得ることが必要です。

- a) 個人的状況を公表することが、個人のプライバシーや、尊厳、安全、信用等を傷つける恐れがある場合
- b) 法的に必要とされる場合

5.3 コミュニケーションでの悪影響の防止

WV は、子どもたちおよび大人に対する暴力と虐待を根絶することへの関心を高め、根絶を促進するために、彼らのストーリーを広く知ってもらうよう尽力します。WV は、コミュニケーション、コンテンツ収集、マーケティング等（デジタル・非デジタルの写真・ビデオ・音声クリップ、ストーリー、記事、その他あらゆるコミュニケーション媒体）による悪影響を防止するために、以下を行います。

- a) 子どもや大人の個人情報、その取得・保存・送信等をする際には、必ずパスワードで保護します。また、当該個人情報データは、WV のプライバシー・ポリシー等（WVJ にあっては WVJ の個人情報保護ポリシー等）に従って、暗号化等の手段を含み、適切に取り扱います。
- b) 写真、ビデオ、データに接するときには、スタッフ、ボランティア、支援者、委託先、パートナーの全てにセーフガーディングに関する遵守事項をしっかりと伝え、共有されたコンテンツが子どもにとって安全に利用されるよう適切な措置がとられるようにします。
- c) 子どもは特に弱い立場にあるため、Web 等に載せる素材では、子どもの姓やスポンサーシップ登録 ID、子どもの住む場所や住所は、明らかにせず、名前(姓は除く)と国名のみを掲載します。また、保護者のいない子どもや、性産業に従事させられていた子どもなど、配慮を要する対象者の場合には、その子どもが特定できないように撮影し、仮名を使います。
- d) デジタル素材に子どもの名前が一部でも含まれる場合、その位置情報が明確になる（geo-tagged）ような写真・動画・音声の使い方はしません。必要な場合には、地域開発プログラム事務所等の位置情報に修正し、子どもの名前(姓は除く)のみを出すものとします。
- e) スポンサー、ドナー、訪問者やスタッフ、ボランティア、その他 WV 関係者が、支援地の子ども（登録・非登録チャイルドにかかわらず）と、WV の関知しないところで直接連絡をとることは認められません。
- f) 子どもと外部関係者とのコミュニケーションを WV が促す場合には、子どもの安全と健やかな成長を守るための管理体制を整えます。

- g) WV は、スポンサーやドナー、訪問者、子ども、保護者等が何か不快な思いをしたり危険な目にあったりした場合に通告することができるよう、通告窓口を設けます。スポンサーシップ・ウェルカム・キットや、Web サイト、ドメイン、ソーシャルメディアのプロフィール・ページ等には、子どもの保護に抵触する事象やそのリスクについての、連絡窓口を記載します。
- h) インフォームドコンセントの証明力を有さない、または、同意の撤回ができない、マーケティングやコミュニケーションのコンテンツ共有プラットフォームの使用は禁じられています。オフィス間や、寄付者や外部関係者とのコンテンツ共有には、グローバルまたは当該国の WVIT によって確認されたプラットフォームのみ使用が認められます（Horizon、RMT、StoryHub 等）。

6.0 セーフゲーディングに抵触する事案が発生したときの対応

6.1 対応方針

WV の各事務所は、本ポリシーに反する行為があったとの報告や、子どもやプログラム参加者に危害を与える行為があったとの報告を受けた場合には、法令に従って事実関係を調査し対応します。WV は、セーフゲーディングに抵触する事案を、その重大性と WV の役割に応じ、以下の 3 つのレベルに区分し、そのレベルに応じて対処します。地域に根差したプログラムを実施している事務所については、適用法と利用可能な社会的サービスに沿った、セーフゲーディング事案対応計画（SIPP : Safeguarding Incident Preparedness Plan）を策定するものとします。

6.2 レベル 1 : コミュニティでの子どもの保護に抵触する事案

レベル 1 は、WV が事業を実施しているコミュニティにおける子どもへの虐待や危害で、WV のスタッフや関係者が関与していない場合です。現地事務所は、事案の経緯を確認し、文書化します。また、被害児童の生命、安全、成長を脅かす深刻な事態の場合には、当該事務所のセーフゲーディング事案対応計画に従って対応します。

6.3 レベル 2 : セーフゲーディング事案（未然）

レベル 2 は、本ポリシーに違反し、あらゆる子ども、または WV のプログラムがある地域で生活する大人を、彼らに直接害を与えかねないリスクにさらした場合で、実際の害は発生していない場合です。WV 各事務所は、レベル 2 の事案については、最初の報告から 24 時間以内に WVI のセーフゲーディング部門に報告します。当該事務所は、WVI のセーフゲーディング部門と地域統括オフィスのセーフゲーディング責任者のサポートを受けながら、事案に対応します。

6.4 レベル 3 : セーフゲーディング事案

レベル 3 は、あらゆる子ども、または WV のプログラムがある地域で生活する大人への、WV のスタッフまたは関係者による危害または虐待の申立てや告発があった場合です。もし子どもが巻き込まれた場合には、以下の 2 種に区分されます。① WV の活動に参加中、または WV 関係者が直接的な加害者となり、子どもが死亡または重症となる事案。② WV 車両や WV に関係する運転手が交通事故を起こし、子どもが怪我または死亡する事案。WV 各事務所は、レベル 3 の事案が発生した場合またはその申立てを受けた場合には、最初の報告から 24 時間以内に、WVI のセーフゲーディング部門に報告します。当該事務所は、WVI のセーフゲーディング部門と地域統括オフィスのセーフゲーディング責任者のサポートを受けながら、事案に対応します。

適用法による定めがある場合や、委託・助成元に要件がある場合、または WVI との合意がある場合には、WVI の法務部門と連携しつつ、関係する WV 支援国事務所に速やかに通知します。

6.5 報告の責任

すべての WV のスタッフおよび関係者は、レベル 2 またはレベル 3 の疑いを覚知した場合には、速やかにこれを報告する責任と義務を有します。以下のいずれの方法でも報告されなかった場合には、上記 2.3(d)にあるように、本ポリシー違反とみ

なされ、解雇・解約を含む懲罰等の対象となります。

また、WV 外の人道支援従事者による性的虐待や搾取の確かな疑いがある場合にも、速やかに報告します。各組織間で協調した仕組みが確立されている場合には、現地事務所または緊急人道支援チームのセーフガーディング責任者と連携しつつ、その仕組みを活用して当該事案を報告します。

WV のスタッフまたは関係者の報告方法は以下のとおりです。

- a) 上長または P&C Manager (WVJ にあつては人事総務課長) への報告
- b) 各国事務所のセーフガーディング実施責任者への報告 (当該責任者が IIM システム上で報告します)
- c) 地域統括事務所のセーフガーディング実施責任者に連絡 (当該責任者が上記システム上で報告します)
- d) WVI のセーフガーディング部門に、メールにて連絡：送信先：safeguarding@wvi.org
- e) WV の Integrated Incident Management (IIM) システムの報告様式を使った報告でも可：サイト www.worldvisionincidentreport.ethicspoint.com
- f) 上記の報告方法が何らかの理由で適用できない場合や適切でない場合には、Whistleblower Hotline として知られている WV の Integrity & Protection ホットライン (詳細は、<http://worldvision.ethicspoint.com>) を通じて報告しても可

6.6 通知

WVI のセーフガーディング部門は、契約義務と法的要件に従って、支援国事務所 (SO) 及びドナーである国際機関に対し、セーフガーディング抵触事案を通知します。また、当該事案に風評被害の恐れがある場合にも、支援国事務所 (SO) に通知することがあります。

- a) WVI のセーフガーディング部門は、フィールドオフィス(FO)が支援国事務所だった場合には、必要に応じて、当該 FO にもコピーを提供することがあります。
- b) 「Need to Know」の原則 (情報は知る必要のある人のみに伝え、知る必要のない人には伝えないという原則) に従い、サバイバーや証人、申立の対象者などが特定できる情報は、ここでいう通知には含めません。
- c) 基本的な情報のみを提供します。これは、当該事案に関係する者たちのプライバシーと安全を守りつつ、WV が適切に事案に対応していることを保証するためです。
- d) 支援国事務所(SO)は、WVI のセーフガーディング部門から通知された情報を用いて、契約上・法令上の要件に従い、自国のドナーに通知します。

6.7 開示

- a) WV は、セーフガーディングに抵触する事案に巻き込まれた個人の情報について、適切に守秘義務を履行します。ただし、法的に義務付けられている場合や、犯罪行為の疑いを起訴する目的、ドナーや法令の求めに応じる場合、研修目的や、説明責任の履行、適切なデューデリジェンス (適正評価手続) の実施、将来の事件・事故の防止等のために、当該事象に関わる一般的な情報やデータについては、法律の範囲内で開示する場合があります。調査中のセーフガーディング事案の情報、および過去の事案の情報は、当該事務所または地域統括事務所、WVI のセーフガーディング部門で必要とみなした場合には、必要事項のみを共有します。もし、サバイバーに関する、あるいは子どもや大人への暴力に関する、慎重に取り扱われるべき情報が適切に取り扱われない恐れがあり、第三者が取得し人々を危険にさらすような場合には、当該情報は最初から収集しません。
- b) WV は、セーフガーディング事案に対処するに際し、適切に対処するための必要最低限の内容以外の詳細な個人情報 (特に、健康上の情報) を、取得、保持しません。また、取得した個人データ等は、秘密情報として厳密に管理し、適切な情報保護・セキュリティ基準に従って保護します。

6.8 公的機関への報告

WV の各国事務所は、セーフガーディングに反する行為について、サバイバーの利益はもちろん、法的な報告義務も見極めながら、適切な法的機関への報告を判断します。基本的には、被害者や潜在的被害者にさらに害を及ぼすと判断される場合を除いては法的報告義務がある場合には報告をするものとし行います。

6.9 報復の禁止

WV は、セーフガーディングに関し、信義誠実をもって WV や法的機関、その他の社会的報告メカニズムに報告したことに起因しての、スタッフ・役員・委託先・その他の関係者によるいかなる嫌がらせ、報復、不利益な措置も容認しません。

- a) いかなる被雇用者も、子どもやプログラム参加者に対する虐待やネグレクトを引き起こす恐れがあると合理的に解釈されるような指示命令の実行を拒んだことを理由に、不利益な扱いを受けないものとします。
- b) 被雇用者が報復を受けていると思う場合には、本人が速やかに人事に連絡（または、Whistleblower Hotline を通じて報告）するものとします。誠実な報告を行った被従業員に対して報復を行った者は誰であれ、解雇を含む懲戒処分の対象となります。なお、この報復の禁止は、報告者が非倫理的言動や不正行為を行ったことが判明した場合において、報告者が相応の懲戒処分の対象となることを妨げるものではありません。

6.10 調査

セーフガーディングに関する調査は、子どもや WV のプログラムがある地域で生活する大人に対する危害・搾取・虐待の申し立てを調査する際の、最低基準および WV の基本原則に従うものとします。

- a) 調査は、サバイバー中心のアプローチで行い、調査者はサバイバーにさらなる害が及ぶことを防ぐためにセクターのベストプラクティス(最善の実践例)に従って調査を行います。WV は、すべてのサバイバーの安全や心身の健康、福祉を優先し、機密保持や平等、司法アクセスへの権利を守り促進します。
- b) WV は、事案に対処するにあたり、訓練を受けた組織内の調査者を派遣したり、外部に調査を依頼したりすることがあります。調査の監督は、事案レベルに応じた手順に従って実施します。

7.0 事業活動におけるセーフガーディングへの留意事項

7.1 プログラムにおける基本

WV の事業の 3 本柱である地域開発援助、緊急人道支援、アドボカシーのすべてにおいて、WV は子どもやプログラム参加者に害を与えず(Do No Harm)、私たちの活動の中心である地域の人々、特に子どもたちの利益を最優先に考えます。また、あらゆる機会を利用して、子どもたちが家庭やコミュニティの中でより安全な環境で育つことができるように努めます。プログラムの全段階において、子どもの保護に関する現地の問題や危険性を考慮し、子どもやプログラム参加者にとってより安全なものとなるよう現地の関係者やグループに働きかけます。緊急支援のプログラムの計画策定にあっては、子どもの保護に関する危険性に加え、人道保護に関する危険性も考慮します。

7.2 コミュニティからの意見の上申・告発の仕組み、及び情報提供

子どもや保護者、その他の大人が、WV の事業で整備されている苦情申立の仕組みと、WV の活動の中での虐待や搾取から安全が守られる権利を、適切に知ることができるようにします。広範なプログラム・アカウントビリティ・フレームワーク（プログラムの説明責任の枠組み）の一環として、WV のすべてのコミュニティ・レベルのプログラムでは；

- a) コミュニティの人々が、WV のスタッフや関係者による不適切な行動に関わる重大な事案のみならず、一般的な提案も上申できる仕組みを設けます。この仕組みは、安全で、かつコンテキストに適したものでなければなりません。すなわち、コミュニティとの協議のうえでつくられた、子どもに優しく、ジェンダーに配慮し、識字力の低い者をも受け入れる仕組みです。
- b) コミュニティに対し、WV のスタッフや関係者に期待される言動を共有するとともに、WV のスタッフや関係者による虐待、

搾取、その他行動指針に反する行為への懸念を報告する具体的な方法についての情報を提供します。

7.3 プログラムにおけるオンライン上での安全性

WV は、支援チャイルド(RC)と彼らの保護者、そして、WV が行うデジタル活動に参加するすべての子どもが、ソーシャルメディアやデジタルテクノロジーを安全かつ適切に使う方法を理解し、リスクを回避し、危険や事件に適切に対応できるよう、積極的に支援します。

7.4 児童養護施設等への支援と養子縁組

キリスト教主義にたつ団体であるWVは、家族が第一の社会的単位であり市民社会の基盤であると考え尊重しています。子どもたちは、施設の中ではなく、家族を基礎とした環境の中で、成長し大きくなっていきます。

- a) ですから、WVは長期的に子どもを収容することを目的とする児童養護施設等のプログラムについての支援は行いません。WVは、子どもが家族と一緒にいられるような、コミュニティベースでのケアの選択肢を支持します。家族と一緒にいることが子どもの最善の利益とならない場合には、WVは家族、コミュニティ、地方政府等がコミュニティベースの解決策を見出すことができるよう支援します。WVは養子縁組の斡旋は行いません。
- b) 中長期的なコミュニティでのケアが準備されるまでの間、少年少女をしっかりと保護するために、短期的または暫定的なケアが必要になることがあります。例えば、深刻な虐待や人身売買の被害をうけたり、戦闘員だったり、法に触れていたたり、路上生活をしていたりしたことのある少年少女には、短期的なケアが適切な場合があります。WVが支援するのは、家庭的な環境設計を有する中間支援施設だけです。中間支援施設は必ずしも必要ではなく、安全なコミュニティでのケアの選択肢があれば、それが望まれます。
- c) WVは、保護者からのケアの機会を奪われた子どもたちのリスクと状況に対応するために、家族が子どもたちをケアできるように力をつけます。肉親や親せきから離別するリスクを減らします。施設収容に代わるコミュニティベースの選択肢を提供する仕組みを強化します。そして、施設収容から脱するプロセスとその移行を支援します。

7.5 人道支援

人道支援の現場において子どもと大人は特に弱い立場におかれているため、セーフガーディングはより大きな重要性を持ちます。カテゴリ3 の人道支援では、支援業界の規準に加えて、本ポリシーに記載されている基準を満たさなければなりません。

- a) 人道保護と子どもの保護について、プログラムのデザイン時に予測し計画に含め、プログラム参加者がプログラムへの参加を通じてより大きな害にさらさないようにします。
- b) カテゴリ3 の人道支援においては全て、セーフガーディングの自己評価を実施しなければなりません。
- c) カテゴリ3 の人道支援においては全て、セーフガーディングの担当者を置かなければなりません。当該担当者は、支援活動の責任者に直接アクセスでき、本ポリシー1.7 記載された責任を持つものとします。
- d) 本ポリシーのいくつかの面については、支援業界で妥当とされているメカニズム（クラスターシステム、PSEA ネットワークなど）を通じて対処される場合があります。

8.0 スポンサーシップ

8.1 スポンサーシップにおける悪影響の防止

WVのスタッフや関係者、特にボランティアは、支援チャイルドやその家族と緊密な関係を築くことになります。そのため、虐待や搾取の危険を減らすためにも、セーフガーディングへの特別な配慮を行うことが必要です。チャイルドスポンサーシップ・スタンダードには、このための言動が記載されています。スポンサーシップの実施にあたり、子どもの安全を守ることは最重要事項であり、これには、以下のようなものがあります。

- a) スポンサーとのすべての通信物、およびビデオなどのやりとりの全てについて、スポンサーと子どもが安全で適切な交流を

行うことができるよう、調整と確認をすること

- b) 虐待を発見し、これに適切に対処するために、スタッフおよび子どもを見守るボランティアの教育を行うこと。子どもを見守るボランティアが、地元の子どもの保護委員会や子どもの保護の通報・照会システムにつながることも含まれます
- c) 子どもと保護者との建設的で相互を尊重しあう関係の構築
- d) 個人情報の安全な取扱いと保管
- e) プログラムのために必要最小限の個人情報のみを収集すること

上記 7.3 にも記されているように、WV は、支援チャイルド(RC)と彼らの保護者、そして、WV が行うデジタル活動に参加するすべての子どもが、ソーシャルメディアやデジタルテクノロジーを安全かつ適切に使う方法を理解し、リスクを回避し、危険や事件に適切に対応できるよう、積極的に支援します。

8.2 子どもの保護の最低規準

チャイルドスポンサーシップを行う全ての地域開発プログラムでは、以下の子どもの保護に関する最低要件・介入措置が一括して計画プログラムに、しっかりと含まれるようにします。

- a) その地域における、子どもの保護に関する課題とその根本原因を理解し対処するために、子どもの保護に関する状況分析を実施すること
- b) 少年少女や保護者、その他のコミュニティの人々が、子どもの保護に反する事項を自信をもって報告でき、これに対処する助けを得られるような、コミュニティベースの報告・照会の仕組みを支援・強化すること
- c) 思春期(12 歳~18 歳)の支援チャイルド(RC)が、自身の健やかな成長に資するような介入措置に、直接参画していること。ライフスキルや自分を守るスキルを高めるための介入措置を、最優先とし、できる限り活用すること。

8.3 虐待への対応

子どものセーフガーディングのためのニーズがあると判断された場合やその報告があった場合には、スポンサーシップの子どもを見守るスタッフまたはボランティアは、当該事務所のセーフガーディング事案に対する対応計画と現地の法令に従い、適切にフォローアップし、要すれば関係機関に照会します。

9.0 子どもの参画

9.1 子どもの参画における悪影響の防止

WV は、子どもたちが市民として、自分自身の健やかな成長のために積極的に社会参画していきことができるよう支援します。また、WV が実施する活動に参加したことによって、子どもたちに何らかの危害や悪影響が生じないよう、できる限り努めます。

- a) 子どもが参画するプログラムや活動は、状況分析と、明確なニーズと期待される成果（リスク分析によってリスクを軽減しつつも、その事業の達成度合いをどのように測るのかという点も含み）に基づいて実施されます。

9.2 原則

子ども参画活動の計画・実施にあたっては、子どもの利益を最優先にする原則を遵守します。

9.3 子どもが参画するときの情報開示と同意

子ども参画活動への参加は任意であり、どのような子どもでも（特に、最も弱い立場にある子どもも）受け入れます。また、子どもと保護者が、活動に関連する危険性と利益を含め十分考慮し、参画についての意思決定ができるよう、必要な情報を開示します。同意書は必ず保管するものとします。

9.4 子どもの旅行

子どもの利益を最優先として考え、国内外のイベントやその他の活動目的で子どもの旅行を WV が支援する場合があります。

- a) このような場合には、子ども、および保護者または法的な保護責任者に、事前に状況をよく説明して同意を得ます。
- b) WV が支援する旅行中、最優先にしなければならないことは、子どもの健康と安全、健やかな成長、および意義ある参画です。
- c) WV は、子どもが国外のスポンサーを訪問することを目的とした旅行は斡旋しません。

10.0 理事会における監督責任

10.1 アカウンタビリティ(説明責任)

各国の理事会（理事会を有さないオフィスはアドバイザー・カウンシル。以下同じ）は責任をもって、当該オフィスが、WV のセーフガーディング・ポリシーに示されているセーフガーディングに関する責任を果たすようにします。

10.2 リスク選好規準

理事会は、当該オフィスのリスク・アピタイト・ステートメント(リスク選好に関する方針)において、セーフガーディングに関する事項のリスク選好レベルが「選考しない(最も厳しい規準)」になっていることを確認します。

10.3 小委員会の監督

理事会は、いずれかの小委員会にセーフガーディングに関する監督を行うよう義務付けます。セーフガーディングに関する監督責任の重要性が高いことから、理事会でも定期的に報告を受け、セーフガーディングに関する問題については情報の共有を受け関与します。

10.4 理事会への報告

WV の各国事務所は、毎年のセーフガーディング・アップデート・レポートを理事会に報告します。また、当該レポートに記されたセーフガーディングに関する管理の維持・促進についての行動計画も報告します。

10.5 理事等のトレーニング

発足時に、理事会全体として、現地のセーフガーディング担当者（これが現実的に難しい場合には、WVI セーフガーディング部門）からトレーニングを受けます。

- a) 全ての新理事は、オリエンテーションにおいて同トレーニングを受け、セーフガーディング・ポリシーを確認した旨の署名を行います。この確認書は当該オフィスで保管します。
- b) 再任された理事は、オリエンテーションで受けたトレーニングを再度受け、認識を新たにします。

沿革

チャイルド・プロテクション・ポリシー

2000年 5月31日 制定、2003年12月19日 改定、2013年12月 3日 改定

2018年12月 6日 廃止

セーフガーディング・ポリシー

2018年12月 6日 制定、適用

2022年12月22日 改定